

学校法人北海道科学大学評議員手当規程

（目 的）

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）の評議員の手当等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）常勤評議員 法人の常勤の職員として給与の支給を受けている評議員をいう。
- （2）非常勤評議員 常勤評議員以外の評議員をいう。

（常勤評議員の手当）

第3条 常勤評議員に対して、別表1に定める手当を支給する。

- 2 前項の手当は、常勤評議員として就任した日の属する月の翌月（就任した日が月の初日の場合は、就任した日の属する月）から、退任した日の属する月まで支給する。

（非常勤評議員の手当）

第4条 非常勤評議員に対して、別表1に定める手当を支給する。

- 2 前項の手当は、非常勤評議員として就任した日の属する月から、退任した日の属する月まで支給する。

（旅 費）

第5条 評議員が評議員としての用務のため旅行し、又は赴任する場合には旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及び額は、別表2に定める額とする。
- 3 法人の職員である評議員が職員としての用務のため旅行する場合は、法人の旅費規程により旅費を支給する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により決定する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年12月1日から施行する。

この規程は、平成10年5月27日から施行する。

この規程は、平成14年2月8日から施行する。

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月17日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

- 1 この規程は、2025年6月20日から施行する。
- 2 2025年6月開催の定時評議員会において評議員である者が、2025年6月開催の定時評議員会の終結後も引き続き、評議員として就任する場合は、2025年7月分の評議員手当から変更する。
- 3 2025年6月開催の定時評議員会において理事と評議員を兼職している者が、2025年6月開催の定時評議員会の終結後も引き続き、評議員として就任する場合の評議員手当は、次のとおりとし、2025年7月分から支給する。

区 分	手当額	支給日
常 勤 評 議 員	月額 100,000 円	毎月給与支給日
非常勤評議員	月額 75,000 円	毎月末

別表 1

評議員手当

区 分	手当額	支給日
常 勤 評 議 員	月額 50,000 円	毎月給与支給日
非常勤評議員	月額 20,000 円	毎月末

別表 2

旅費基準

種 類		常勤評議員	非常勤評議員
日当（1日につき）		3,300 円	8,000 円
宿泊料 （1夜につき）	道外	15,700 円	19,000 円
	道内	12,900 円	16,000 円
食卓料		3,300 円	8,000 円
鉄道料		・ 片道 100 km未満：普通運賃 ・ 片道 100 km以上 300 km未満：特急（自由席）運賃（自由席の運賃設定が無い場合は指定席の運賃） ・ 片道 300 km以上：特急（グリーン席）運賃	
船賃		上級の運賃	
航空賃		実費	
車賃（バス・タクシー）		実費	